

# 令和5年国東市農業委員会 第3回(3月)総会議事録

1. 開催日 令和5年3月10日(金)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 13番 徳丸委員
5. 議事日程
  - 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第15号 農用地利用集積計画について
  - 議案第16号 農用地利用配分計画について
  - 議案第17号 農地所有適格法人に係る要件適格届について
  - 議案第18号 国東市農業委員会農地バンク実施要綱について
6. 報告事項  
なし
7. 協議事項  
なし
8. その他
  - ・先進地視察研修の報告について

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第3回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日は、13番 徳丸委員が欠席で委員総数15名中14名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 松原委員、12番 上原委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
平塚推進委員	<p>(意見書をもとに説明)</p>
議 長	<p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号10番から13番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p>

	<p>( 全員挙手 )</p> <p>議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	( 資料に沿って説明 )
厚田推進委員	( 意見書をもとに説明 )
議 長	議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について申請番号 3 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	<p>申請書番号 2 番についてです。パネルにカドニウムが含まれている可能性があると思うので、どこの製品かを調べておいた方がよいと思います。</p> <p>申請書番号 3 番についてです。写真を見る限り駐車場が不足しているようには見受けられませんが、本当に駐車場が必要なのかを確認したほうがよいと思います。</p>
事務局	<p>申請書番号 2 番については、製造元と製品について確認したいと考えます。</p> <p>申請書番号 3 番についてですが、このアパートは 8 世帯でファミリータイプのアパートです。1 世帯で 2 台所有しているところもありますので、既設の駐車場では十分でない聞いております。</p>
吉本委員	申請書番号 2 番で、添付資料に国東市農業公社から申請者あての「工作物の設置承認書」が添付されていますが、その承認書の中に 3 項目の条件が記載されています。もしそれに違反した場合はどうなるのでしょうか。4 項目にペナルティを設けるべきだと思います。
事務局	これについては、農業公社が条件付きで設置の承認をしておりますので、これに違反した場合は、農業公社が理事会で話し合いをしてどう対応するのか決定するようになると思います。

佐藤委員	申請書番号2番の土地の賃借権についてですが、申請者と市農業公社との契約でそもそも農地転用は考えていなかったと思います。当初はオリーブを植栽するという目的で農業公社と申請者が賃貸契約を交わしたと思うのですが、農地転用をしても問題ないという判断を市がしたということですか。
事務局	契約についてですが、農政課の農地転用をしても問題はないという判断のもと、農業公社の承認を得て転用許可申請がなされました。また、申請者と農業公社との契約はそのままでよいとの確認も農政課にとっております。
佐藤委員	当初の条件が変わることを市が認めているわけですね。
事務局	はい、農政課には何度も確認しております。
佐藤委員	それから、ハウスだけで電力を利用するということですが、仮に申請者が何らかの理由で事業撤退した場合はどうなりますか。設置承認書の中にそういった文言が入っていた方がよいと思います。
事務局	申請者は九州電力とは売電契約をしていないため、売電はできません。また、農業用施設等として利用するということであれば農地転用の許可は出来ません。
吉本委員	罰則規定がないため転用許可を出した後が大変気になるところです。
事務局	確約書の中に「申請通りに使用し、それ以外には使用しないという」文言は入っております。
議 長	<p>その他、ご質疑・ご意見はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 15 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第 15 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
有永推進委員	農用地利用集積計画についてですが、この総会で審議する前に私たち推進委員にお知らせすることはできないでしょうか。
事務局	<p>議案に係る申請書の提出期限が前月の 20 日までとなっており、締め切った後、申請書を精査し農地台帳の入力を行い、議案書を作成して総会の 5 日前までに農業委員の皆さんに議案書を送付します。</p> <p>議案書送付まで約 10 日しかありませんので、スケジュール的にも事前に推進委員の皆さんへお知らせすることは難しいと考えます。</p>
有永推進委員	地域にいる私たち推進員が農地の集積化計画を把握することは当然だと思います。私たち推進員は前もって審議することはできないのですか。
事務局	総会にて農業委員の皆さんで審議しますので、前もって推進委員が審議することはできません。
佐藤委員	この農用地利用集積計画につきまして、以前は、農業委員の了解がなければ利用権設定契約ができないことになっていましたが、農地法の改正によりそれが要らなくなったと考えます。それがいつからかはっきり分かりませんので、事務局に調査してもらい皆さんに報告します。
議長	その他、ご質問・ご意見はございませんか。
古田推進委員	利用権設定期間は何年でもよいのですか。

事務局	最高20年までで、1年でも2年でも構いません。
議長	その他、ご質疑・ご意見はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	それでは、議案第15号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第15号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第16号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第16号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	それでは、議案第16号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第16号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。
	次に議案第17号 農地所有適格法人に係る要件適格届について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第17号 農地所有適格法人に係る要件適格届について事

	<p>務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案番号 17 号 農地所有適格法人に係る要件適格届について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案番号 11 号 農地所有適格法人に係る要件適格届については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 18 号 国東市農業委員会農地バンク実施要綱について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第 18 号 国東市農業委員会農地バンク実施要綱について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	実施要綱 18 ページの第 9 条第 2 項に「前項によって知り得た情報を第三者に提供してはならない」とありますが、第三者に漏らした場合はどうなるのですか。
事務局	そういった事実があれば、その者の農地バンクの登録を抹消し、農地バンクの利用ができなくなります。
吉本委員	そういった罰則をこの要綱の中に入れるべきでは。
事務局	はい、要綱に入れる方向で検討します。
議長	今、吉本委員から罰則を設けるべきだという意見が出ました。内容については、後日、事務局で検討して要綱に入れるということで、委員の皆さんよろしいでしょうか。
委員全員	はい、よいです。

吉本委員	この農地バンクについては、どういった方法で広報するのですか。
事務局 議長	「市報くにさき」と「市ホームページ」に掲載する予定です。 その他ご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	議案第 18 号 国東市農業委員会農地バンク実施要綱について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 18 号 国東市農業委員会農地バンク実施要綱については、全会一致で承認されました。
	次に報告事項について何かありませんか。
	(なし)
	次に協議事項について何かありませんか。
	(なし)
	次にその他についてですが、先日、佐賀県神崎市に視察研修に行ってきましたので、参加者を代表して中島委員に視察研修の報告をお願いします。
中島委員	令和 5 年 2 月 27 日(月)・28 日(火)の 2 日間、佐賀県神崎市に視察研修に行ってきました。 神崎市は、人口約 31,000 人で 総面積約 125 k m <sup>2</sup> で北部の山間地域と南部の平野部に分かれ縦に細長い地形になっています。 経営耕地面積は 2,900ha で、農地の集積率は 86.8%と非常に高く、遊休農地率は 1.62%と非常に低く、地形の違いは大きく国東市に比べ担い手への農地の最適化が進んでいるのが現状です。 1 日目は、神崎市農業委員会で活動班による農地等の有効利用の最適化の推進についての報告を受け、そのあと意見交換を行い

<p>議長</p>	<p>ました。</p> <p>神崎市農業委員会は農業委員が13名、農地利用最適化推進委員が20名で地域ごとに3名から4名で班編成を組み、日頃からの農地パトロール、農地利用状況調査、定期的なミーティングや学習会、地域との意見交換会など活発な活動を展開しております。</p> <p>特に最適化推進活動にかかる市独自の活動記録簿を作成して、活動内容が一目見て分かるように工夫を凝らし、次の活動に繋げるようにしています。</p> <p>意見交換会では、中山間地域でいかに農地集積を進めていくかが課題となり、活発な意見が出されました。両市が抱えている人口減少、後継者や担い手不足の問題を乗り越えるべく、地域との対話を密接にし、地域に合った活動を地道にやっていくことが重要だということを誰もが実感したと思います。</p> <p>2日目は、(有)アグリベースを訪問しITによるスマート農業について学習しました。</p> <p>(有)アグリベースでは、令和元年・2年にスマート農業実証事業を導入し、300筆以上の広域分散圃場を管理するドローンやIoTセンサー、自動運転トラクター、自動運転コンバイン、自動運転田植え機などを活用し、今現在では74haの農地を従業員5名で稲・麦・大豆の耕作をしています。</p> <p>実証事業では、中山間地域での大型機械の運転手の技量の問題、広域分散圃場におけるIoTセンサーの効果的配置など色々な技術的課題が残ったものの、スマート農機一貫体系により経営規模拡大や増収を実現する画期的なものです。</p> <p>このスマート農業については、1枚の圃場面積が大きく集約化が進んだ地域に向いており、谷が多く、そして平地が長く狭い我が国東市で導入した場合、(有)アグリベースと同じように効率的な農業経営が可能になり、さらに、収益増大が図られるのか疑問が残るところです。</p> <p>ただ今、中島委員から先進地視察研修の報告がありましたが、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
-----------	---

副会長	<p>これをもちまして、第3回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議 長 .....</p> <p>議事録署名委員 .....</p> <p>議事録署名委員 .....</p>
-----	--